

○奈良県警察職員の名札の着用について

(平成13年 5月15日 例規第27号)

[沿革] 平成13年12月例規第54号、22年 3月第9号、令和元年10月第34号改正

この度、奈良県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行における責任の明確化を図るとともに県民に対する誠実な応対に資するため、下記のとおり職員に対し名札を着用させることとし、平成13年6月1日から実施することとしたので、実効の上がるように適切に運用されたい。

記

1 名札を着用する業務

警察本部又は警察署において、別表に掲げる業務（以下「名札着用業務」という。）に従事する職員が県民に應對するときは、名札（別記様式）を着用するものとする。ただし、識別章の着装その他の方法により名札の着用と同等の効果が得られる場合又は所属長が名札の着用が業務に支障を及ぼすと認める場合は、この限りではない。

2 名札着用業務以外の業務における名札の着用

- (1) 県民に接することが多い幹部職員（警部及び同相当職以上の職員をいう。7において同じ。）は、業務に支障がない限り、率先して名札の着用に努めるものとする。
- (2) 職員は、部外者の意見を聴く会議に出席する場合については、警察本部又は警察署の庁舎以外の場所であっても積極的に名札を着用するように努めるものとする。

3 名札の貸与等

- (1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、所属長を通じ、職員に名札を貸与することとし、その際、所属長は、その着用、保管管理等について適切な指導を行うものとする。
- (2) 職員は、名札を貸与されたときは、退職等により身分を失うまで、自己の責任においてこれを適切に保管するものとし、その亡失又は毀損の防止に十分配慮しなければならない。

4 着用要領

職員は、名札着用業務に従事するときは、名札を左胸部その他県民から容易に識別できる位置に装着するものとする。

5 返納手続

職員は、退職等により職員としての身分を失ったときは、所属長を経由して、名札

を警務課長に返納するものとする。

6 事故等の報告

職員は、貸与された名札を亡失し、又は毀損した場合は、直ちに所属長に報告しなければならない。

7 留意事項

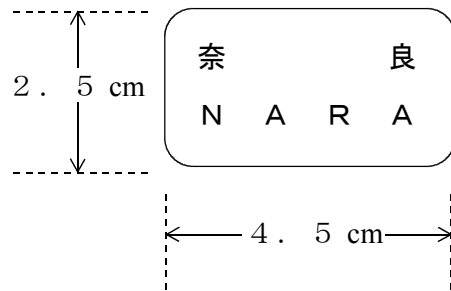
職員は、名札の着用の有無にかかわらず、県民と応対する業務に従事するときは、積極的に氏名を告知するとともに、名刺を交付するなどして担当者を明らかにするよう努めるものとする。ただし、幹部職員以外の職員が当該業務に従事する場合で、業務に支障を及ぼすおそれのあるときは、名の告知及び名刺の交付は要しない。

別表

名 札 着 用 業 務

- 1 受付業務
- 2 施設見学等に関する業務
- 3 警察署協議会等部外の意見を聴く会議、会合等への出席
- 4 関係機関との会議、会合等への出席
- 5 各種相談に関する業務
- 6 情報の公開に関する業務
- 7 犯罪被害者への支援に関する業務
- 8 遺失・拾得物の受理及び返還に関する業務
- 9 行方不明者届の受理に関する業務
- 10 防犯対策に関する業務
- 11 風俗営業、警備業、古物・質屋営業に係る許認可等に関する業務
- 12 銃砲刀剣類等の所持、火薬類運搬等に係る許認可に関する業務
- 13 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に関する業務
- 14 道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律に規定する許認可等に関する業務

別記様式



1 形状及び寸法

上記のとおり

2 材質

白アクリル板 3 mm

3 表示内容

姓を漢字及び英字（へボン式）で示す。字体はゴシック体とする。

4 留め具

回転両用クリップとする。